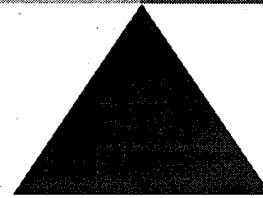
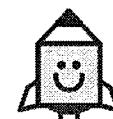


こうせいさいよう
公正採用



こうせい さいようせんこう う
公正な採用選考を受けるために



ハロートレーニング
いそ 急がば学べ

きせんこう
Se
G1 N
Kō U
Wrench icon

もくじ 目次

公正な採用選考を受けるために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4, 5, 6
01 就職差別につながるおそれがある14事項・・・・・・・・・・・・	7, 8, 9, 10, 11
02 採用選考の時に、理由の説明もなく、一律的に健康診断を実施することは、・・・・・・・・	12
公正採用選考に反します	
03 男女雇用機会均等法に違反する質問事項・・・・・・・・	13
04 戸籍謄(抄)本の提出を求めることは、公正採用選考に反します・・・・	14
05 身元調査を行うことは、公正採用選考に反します・・・・	14
06 その他特定の人々を排除するような採用選考は、公正な採用選考に反します・・・・	14

- 07 就職活動後は「就職受験・応募前活動報告書」を必ず提出してください・・・・・・・・・・・・15
- 08 公正な採用選考に反する事が起きたら・・・・・・・・・・・・16, 17, 18
- 09 就職差別につながるおそれがある事例・・・・・・・・・・・・19
- 参考資料・・・・・・・・・・・・20, 21, 22, 23

こうせい さいようせんこう う 公正な採用選考を受けるために

じんせい おお しゅうしょくかつどう
人生の大きなイベントともいえる「就職活動」。

しゅうしょくかつどう きぎょう がぞく
その就職活動で、企業などからあなたの家族のことや

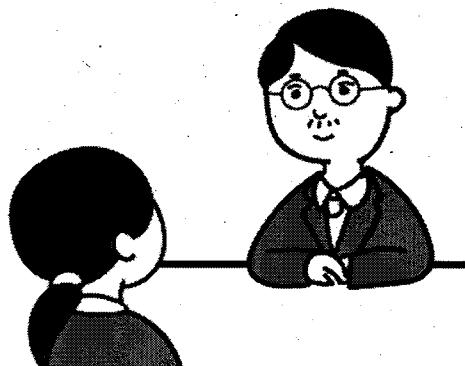
う よ ほん しゅるい しんぶん
あなたが生まれたところ、読んでいる本の種類や新聞など

き しごと む
を聞かれて、そのことであなたが仕事に向いているか、

しごと はんだん
あるいは仕事をこなすことができるかどうかを判断される
ことがあります。

めんせつ じんかく ひてい たいおう
また、面接であなたの人格を否定するような対応をされる

う
ことや、セクシュアルハラスメントを受けるようなことがあります。



やと がわ やと がわ たちば ちが
「雇う側と雇われる側」という立場の違いはありますか、

きぎょう やと がわ やと がわ
これらは、企業など(雇う側)が、あなた(雇われる側)の

じんけん そんちょう お
人権を尊重していないことから起こるものです。

ほんさっし じんけん そんちょう こうせい さいようせんこう う てび しょ さくせい
本冊子はあなたが人権を尊重した公正な採用選考を受けるための手引き書として作成しました。

めんせつせんこうとう のぞ まえ あらた て と みなお などせつきよくてき かつよう おも
面接選考等に臨む前に改めて手に取り、見直す等積極的に活用していただきたいと思っています。

にほん けんぽう しょくぎょうせんたく じゅう ほしょう
日本では、憲法により「職業選択の自由」が保障されています。

だれ じゅう じぶん てきせい のうりょく おう しょくぎょう えら
誰もが自由に自分の適性や能力に応じて職業を選ぶことができます。

いっぽう きぎょう のうりょく も ひと さいよう めんせつ
一方で、企業などにも「どんな能力を持った人たちを採用するか」「面接

き ひと だれ さいよう さいよう じゅう みと
に来た人のなかで誰を採用するか」など「採用の自由」が認められています。

きぎょう だれ やと しょうらい じぎょうはってん
企業などにとって、「誰を雇うのか」ということは、将来の事業発展のために

おお えいきょう あた さいようめんせつ く ひと ひと
とても大きな影響を与えるので、採用面接に来る人がどんな人なのかを

し ほうぼう さいようかつどう おこな
知るために、さまざまな方法で採用活動を行っています。

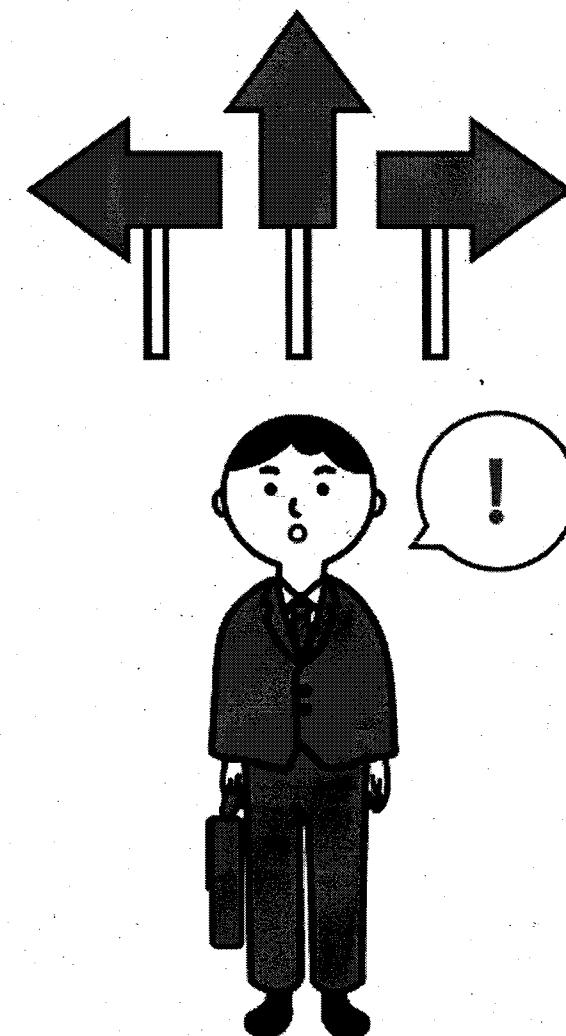
きぎょう さいよう じゅう ふとう きゅうじんじょうけん
しかし、企業などに「採用の自由」があるからといって、不当な求人条件や、

さいようせんこう とき なに き なに か
採用選考の時にあなたに何を聞き、何を書かせててもよいわけではありません。

きほんてきじんけん おか さいよう じゅう みと
「あなた」の「基本的人権」を侵すような「採用の自由」までは認められていません。

やと がわ きぎょう こうせい さいようせんこう じっし ひつよう
そのためには雇う側（企業など）が、「公正な採用選考」を実施することが必要となります。

こうせい さいようせんこう しゅうしょくじゅけん てきせい のうりょく
「公正な採用選考」とは、就職受験する「あなた」の「適性と能力のみ」を
基準として「客観的な判断により合理的な採用選考」を行うことなのです。

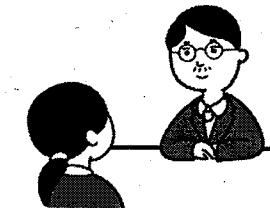


くに こうせいろうどうじょう おおさかふ こうとうしょくぎょうじゅつせんもんこう おおさかしょうがいしゃしょくぎょうのうりょくかいはつこう きぎょう つぎ ねが
そこで国(厚生労働省)や大阪府(高等職業技術専門校・大阪障害者職業能力開発校など)では、企業などに次のことをお願いしています。

1 「人を人としてみる」人間尊重の精神、すなわち応募者の基本的人権を尊重する



2 応募者のもつ適性・能力を基準として採用選考を行う（特定の人を排除しない）



3 応募者に広く門戸を開く

こうせい さいようせんこう はん さいようせんこう
「公正な採用選考」に反した採用選考では「あなた」の仕事に対する適性や能力ではなく、

かぞく いえ しさん う
家族のことや家の資産、生まれたところなどによって「あなた」の採否の判断が行われることがあります。これを「就職差別」といいます。

みな ほうこく
これまで、皆さんから報告があったものでも「あなたの出身はどこですか」「しっかりしていますが長男ですか」「ご両親はどんな仕事をされていますか」などの

しつもん おお ほうこく
質問が多く報告されています。

めんせつじ き
これらは面接時に聞くことはもちろん、応募の際に、会社独自の履歴書やホームページからのエントリーシート、会社説明会などで配布されるアンケートで、記載

こうもく もう こうせい さいようせんこう はん もんだいじょう
項目として設けることも「公正な採用選考」に反する問題事象です。

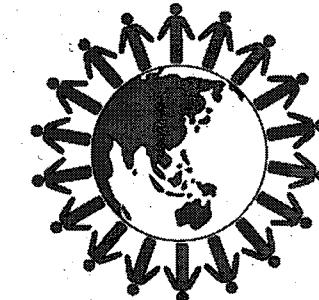
くに こうせいろうどうじょう おおさかふ いか こうもく しゅうしょくさべつ
そこで、国(厚生労働省)や大阪府では、以下の項目を「就職差別につながるおそれがある14事項」として、企業などに「書かせたり、聞いたりしない」

けいはつ
よう、啓発しています。

01 就職差別につながるおそれがある14事項

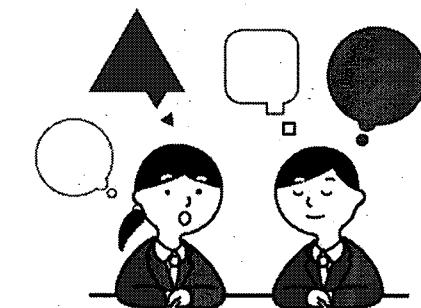
■本人に責任のない事項

- 1 国籍・本籍・出生地に関すること
- 2 家族に関すること（家族の職業、続柄、健康、地位、学歴、収入、資産など）
- 3 住宅状況に関すること（間取り、部屋数、住宅の種類、近隣の施設など）
- 4 生活環境、家庭環境などに関すること



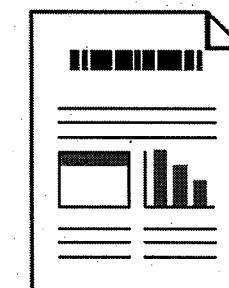
■本来自由であるべき事項

- 5 宗教に関すること
- 6 支持政党に関すること
- 7 人生観、生活信条などに関すること
- 8 尊敬する人物に関すること
- 9 思想に関すること
- 10 労働組合、学生運動など社会運動に関すること
- 11 購読新聞、雑誌、愛読書などに関すること



■採用選考の方法

- 12 身元調査などの実施
- 13 本人の適性・能力に関する事項を含んだ応募書類の使用
- 14 合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断の実施（健康診断書の提出）



■ 就職差別につながるおそれのある14事項の考え方

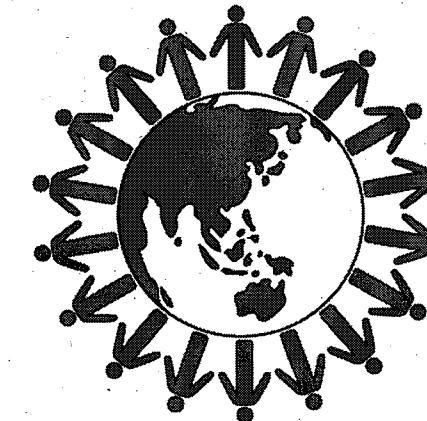
1 国籍・本籍・出生地に関すること

本籍や出生地を把握することで、企業などが同和地区出身者であることを理由として採用選考

から差別に使われることや、把握されることで採用選考を受ける人を不安にさせることにつながります。

また、在日韓国・朝鮮人を含む外国人の場合、採用選考の段階で、応募者から「在留カード」

「特別永住者証明書」などを提示させることで国籍を把握し、採否の決定に偏見が入り込んだり、
応募の機会が不当に失われたりすることがあります。



2 家族に関すること

家族に関することは本人が仕事をするための適性や能力に関係ありません。

両親のいる家庭であるかとか、親などの家族がどんな仕事についているか、会社の中でどんな役職か、

どれほどお金持ちかなどということなどによって、本人の就職が左右されてよいはずがありません。

また、家族のことを聞かれたくないと思っている訓練生だった場合は、面接官に家族のことを聞かれる

ことで動搖し、心が傷ついたり、動搖によって面接で実力を發揮できなくなり、結果として採用選考に

影響を及ぼすことがあります。



3 住宅状況

4 生活環境・家庭環境

ほんにん てきせい のうりょく かんけい じこう はあく
そもそも本人の適性・能力に関係のない事項で、これらを把握すれば、そこから

ほんにん かそく せいかつすいじゅん しゅうにゅうすいじゅん いえがら すいそく
本人や家族の生活水準(収入水準・家柄など)を推測し、さらに

もと じんぶつ ひょうか かんが かた むす
それに基づいて人物を評価しようとする考え方には、結びつくことがあります。



5 宗教

6 支持政党

7 人生観、生活信条、

8 尊敬する人物、9 思想・信条、****

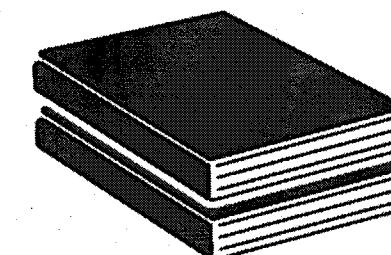
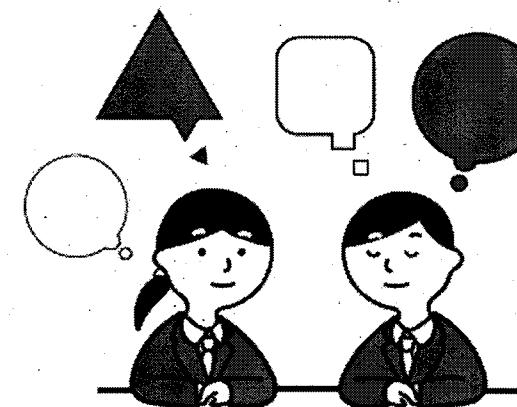
10 労働組合、学生運動など社会運動、

11 購読新聞、雑誌、愛読書

しそう しんじょう さいひ はんだんきじゅん けんぽうじょう
思想・信条にかかわることを採否の判断基準とすることは、憲法上の

しそう じゆう だい じょう しんきょう じゆう だい じょう せいしん はん
「思想の自由(第19条)」「宗教の自由(第20条)」などの精神に反することになります。

しそう しんじょう けんぽう ほしょう ほんらいじゅう じこう
思想・信条にかかわることは、憲法で保障された本来自由であるべき事項です。



12

みもとちょうさ じっし
身元調査などの実施

おうぼしゃ ほんせき せいかつじょうきょう かぞく じょうきょう ちょうさ おうぼしゃ てきせい のうりょく かんけい ことがら はあく
応募者の本籍、生活状況、家族の状況などを調査することは、応募者の適性・能力に関係のない事柄を把握して

さいようきじゅん けっか ほんにん しゅうしょく きかい ふとう と
それを採用基準とすることになり、その結果、本人の就職の機会が不当に閉ざされることになります。

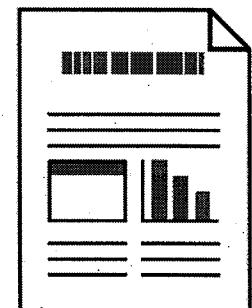


13

ほんにん てきせい のうりょく じこう ふく しょるい しょう
本人の適性・能力に関係ない事項を含んだ応募書類の使用

きぎょう どくじ さくせい おうぼしょるい しやようし たと ほんせきち かていじょうきょう きにゅう しゅうしょくさべつ
企業などが独自に作成した応募書類（「社用紙」）は、例えば本籍地や家庭状況を記入させるなど、就職差別に

じこう ふく ばあい
つながるおそれのある事項が含まれている場合がみられます。



14

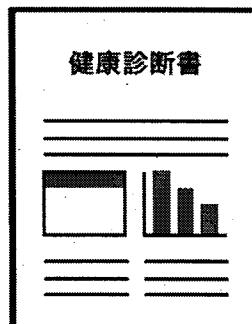
ごうりてき きゃっかんてき ひつようせい みど さいようせんこうじ けんこうしんだん じっし けんこうしんだんしょ ていしゅつ
合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断の実施（健康診断書の提出）

ろうどうあんぜんえいせいそくだい じょう やといいれじ けんこうしんだん じょうじしよう ろうどうしゅ やと い さい てきせいはいち
労働安全衛生規則第43条の「雇入時の健康診断」は、常時使用する労働者を雇い入れた際ににおける適正配置、

にゅうしょくご けんこうかんり やくだ じっし さいようせんこうじ じっし ぎむ
入職後の健康管理に役立てるために実施するものであって、採用選考時に実施することを義務づけたものではなく、また、

くんれんせい さいひ けってい
訓練生の採否を決定するものでもありません。

おうぼ さい けんこうしんだんしょ ていしゅつ さいようせんこうじ けんこうしんだん めんせつじ きおうれき かくにん おうぼしゅ
応募の際の「健康診断書の提出」や、採用選考時における「健康診断」、面接時の「既往歴の確認」などは応募者の
てきせい のうりょく はんだん うえ ひつよう じこう はあく かのうせい けっか しゅうしょくさべつ
適性と能力を判断する上で必要な事項を把握する可能性があり、結果として、就職差別につながるおそれがあります。



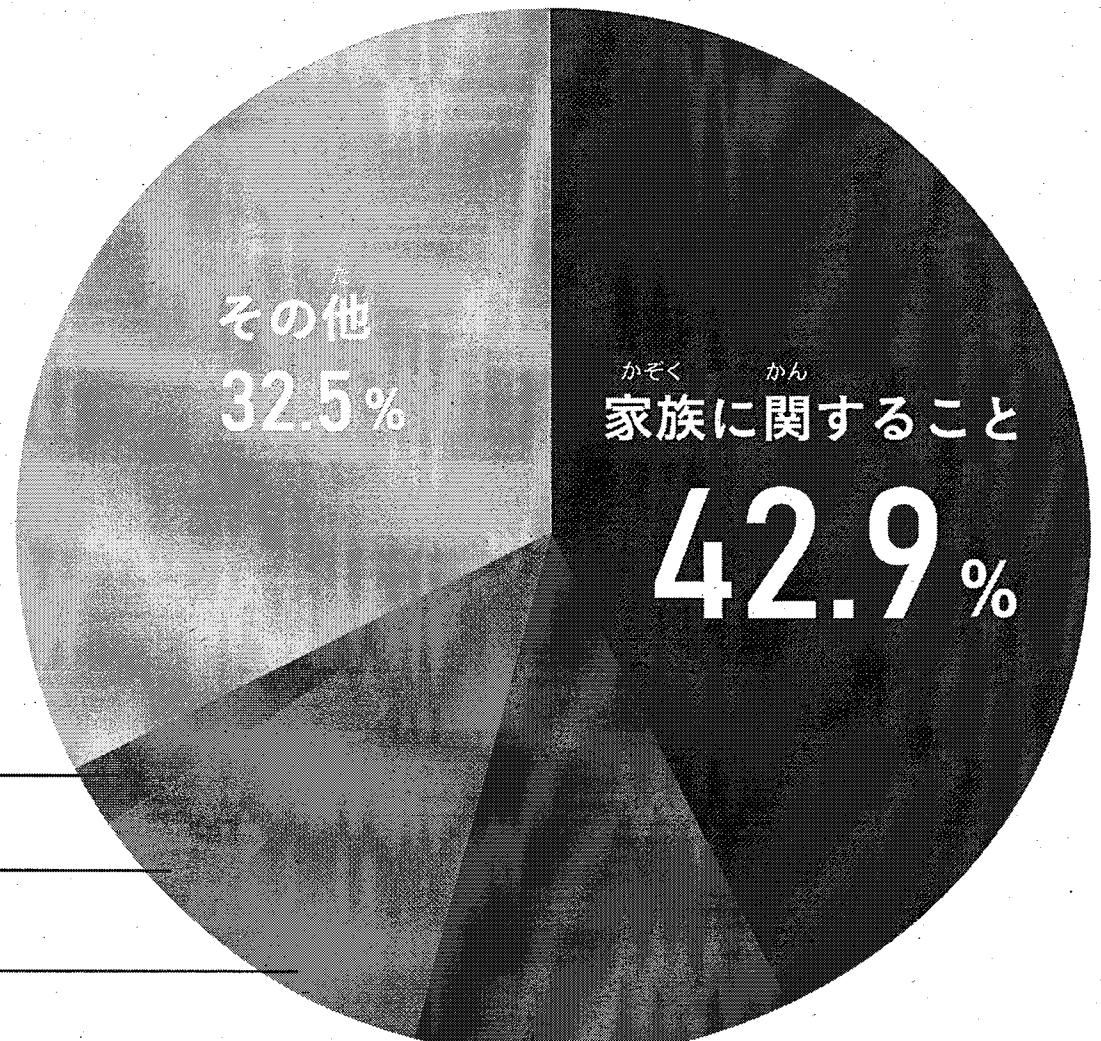
ふてきせつ さいようせんこう じつたい 不適切な採用選考の実態

おうぼしや ほんにん てきせい のうりょくいがい ことがら き ほうこく
応募者から「本人の適性・能力以外の事柄を聞かれた」との報告が

かぞく かん しつもん やくはんすう し
あったものでは「家族に関すること」の質問が約半数を占めています。

きぎょう めんせつ くうき やわ き
企業などは「面接の空気を和らげるために聞いてしまった」とするケース

おお りゆう じこう かん ないよう ふてきせつ しつもん
が多くありますが、理由によらず、14事項に関する内容は不適切な質問
となります。



健康診断 1.8%

本籍・出生地 3.9%

住宅状況 7.6%

しそう
思想 11.3%

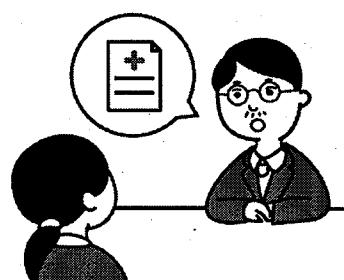
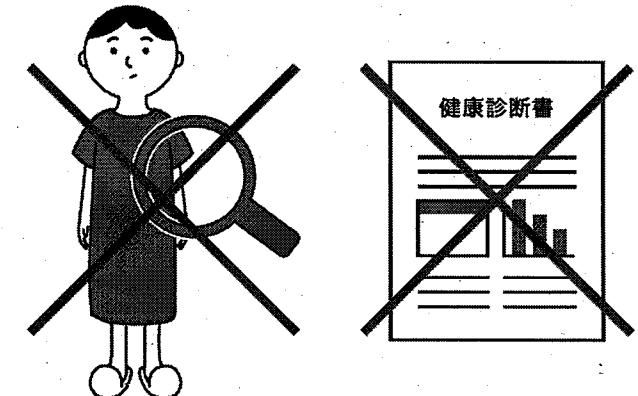
へいせい ねんど
※平成30年度にハローワークで把握した 938 件の内訳

02 採用選考の時に、理由の説明もなく、一律的に健康診断を実施することは、公正採用選考に反します

採用選考の時に、理由の説明もなく、一律的に健康診断を実施することは、仕事をするうえで、何の影響もない応募者の健康情報まで把握し、そのことが合否判断に影響を与える可能性もあり、結果として公正な採用選考に反することになります。

特に「血液検査」や「色覚検査」は、仕事をするうえで本当に欠かせないような場合を除いて、実施することは、ウイルス性肝炎感染者やHIV感染者、色覚障がいの方々に対する偏見を助長し、就職の機会均等を奪うことにもつながることです。

また、理由の説明もなく、応募の時の書類に「健康診断書の提出」を求めてくる企業などもありますが、就職差別につながるおそれがあります。



雇用時の健康診断

労働安全衛生規則第43条に「雇入時の健康診断」が規定されていることから、企業などの担当者が勘違いして採用選考の時に健康診断を実施したり健康診断書の提出を求める場合があります。しかし、労働安全衛生規則が定める「雇入時の健康診断」は、労働者を雇い入れた時の適正な配置や、仕事を始めたものの健康管理に役立てるために実施するもので、採用選考の時に実施することを義務づけたものではなく、応募者の採否を決定するためのものではありません。

採用選考の時の健康診断（必要な項目のみOK）

業種や職種によっては、採用選考の時に募集された業種や職種に適性があるかどうかを判断するために健康診断を含めた健康状態を確認する必要があるものもあります。ただ、その場合でも健康診断の必要性を十分に説明し、業務に必要な項目のみに限定した診断だけを実施することが求められています。



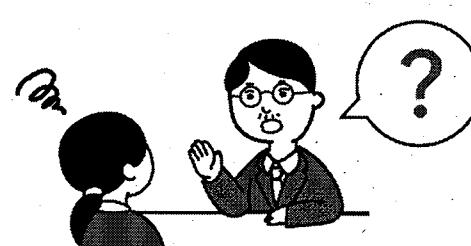
03 男女雇用機会均等法に違反する質問事項

だんじょ はいじょ ゆうせん だんじょ こと きゅうじんじょうほう ていきょう こうせい さいようせんこう だんじょこようきかいきんとうほう はん
男女のいずれかを排除することや優先すること、男女で異なる求人情報を提供することなどは、公正な採用選考(男女雇用機会均等法)に反します。

じよせい たい

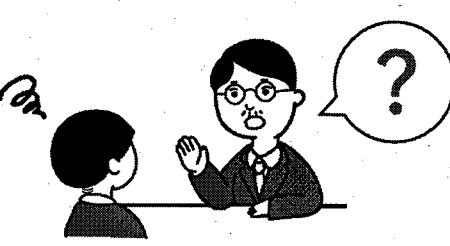
1 (女性に対してのみ)

けつこん しゅっさんご はたら いし
結婚・出産後も働くことの意志
こいびと けつこんよてい うむ しつもん
や恋人・結婚予定の有無を質問



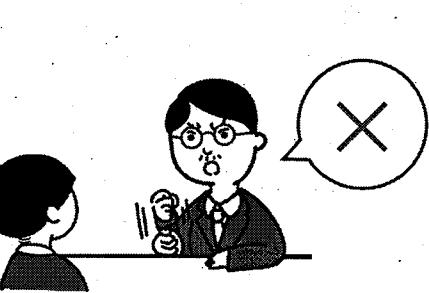
だんせい じよせい ざんぎょう

**2 男性または女性にのみ残業、
休日出勤、転勤などが可能か**
しつもん
を質問

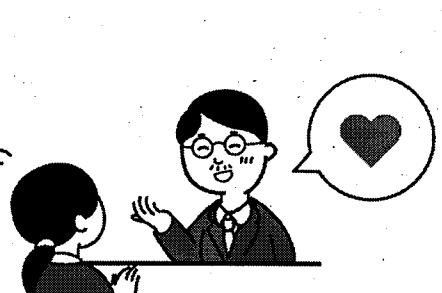


だんせい じよせい けいえん

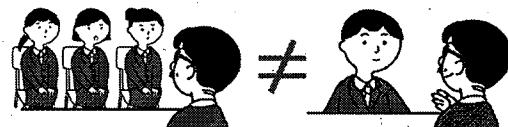
**3 男性または女性を敬遠している
かのような質問、発言**



おも
しつもん はつげん
4 セクシュアルハラスメントと思われる質問・発言



だんせい じよせい こと しゅほう めんせつ
5 男性と女性で異なった手法の面接
めんせつかいすう だんじょべつしゅうだんめんせつ
(面接回数、男女別集団面接、
しゅうだんめんせつ だんせい しつもん
集団面接…男性のみ質問)



ぼしゅう さいようじょうけん
募集・採用条件など

ぼしゅう さいようじょうけん だんじょ はいじょ だんじょ ゆうせん
募集・採用条件などで、男女のいずれかを排除することも、男女のいずれかを優先することもできま
さいようせんこうきじゅん だんじょ こと きゅうじんじょうほう ていきょう だんじょ こと
せん。また、採用選考基準を男女で異なるものとすることや、求人情報の提供を男女で異なる
きんし。
ものとすることも禁止されています。

だんじょこようきかいきんとうほう いはん ぼしゅうようけん
男女雇用機会均等法に違反する募集要件とは?

だんせい じよせい ぼしゅう
●「男性のみ」または「女性のみ」の募集

だんじょべつ さいようよていにんすう せってい
●男女別に採用予定人数を設定

だんじょ こと ねんれいせいけん せってい
●男女で異なった年齢制限を設定

えいぎょう だんせい じよせい あらわ めいしう ぼしゅうしょくしゅ ひょうき ばあい えいぎょうしょく がかり せっきゃく ひょうき
●「営業マン」「ウエイトレス」など、男性または女性を表す名称で募集職種を表記(この場合は「営業職」「ホール係」「接客」などと表記)
かいしゃあんない ぼしゅうようこう だんせいかんげい じよせいむ ひょうけん
●会社案内や募集要項などで「男性歓迎」「女性向き」などの表現

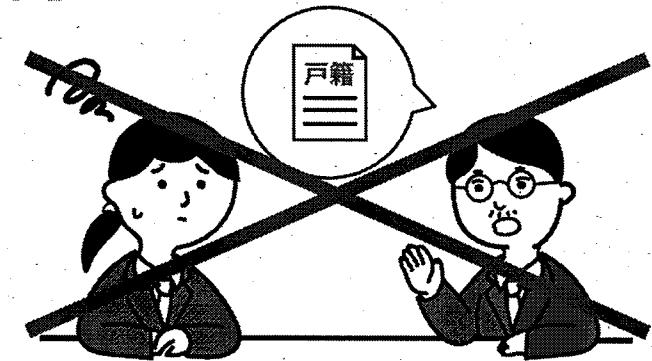
04 戸籍謄(抄)本の提出を求めるることは、公正採用選考に反します

きゅうじんあうぼ こせきとう しょう ほん ていしゅつ もと おうぼしゃほんにん ほんせきち
求人応募時に戸籍謄(抄)本の提出を求めるることは、応募者本人の本籍地から

う しら ぶらくさべつ
「生まれ」「ところ」を調べることになり、部落差別にもつながるものです。

さいようないいご こうりてき りゆう かくいつてき ていしゅつ もと
また、採用内定後であっても、合理的な理由なく画一的に提出を求めるることは、

う ふとうとりあつか しょう おぞ もんだい い
「生まれ」「ところ」により不当な取扱いが生じる恐れがあり、問題があると言えます。



05 身元調査を行うことは、公正採用選考に反します

みもとちょうさ じたく きんりん と あ かぞく じょうきょう じゅうきょかんきょうとう
身元調査とは「自宅の近隣に問い合わせるなどして家族の状況・住居環境等や

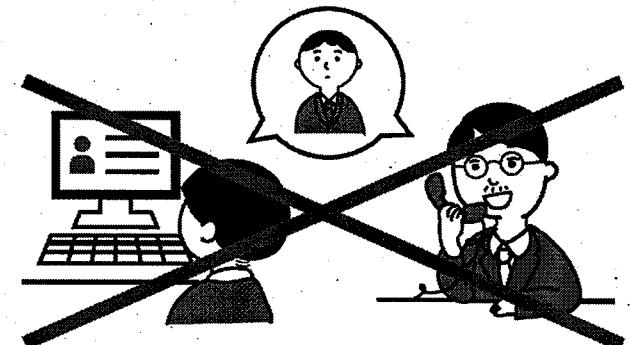
しそう しんじょうとう ちょうさ い
思想・信条等を調査すること」を言います。

みもとちょうさ ほんにん てきせい のうりょく かんけい こじんじょうほう いっぽうてき
身元調査は、本人の適性・能力などと関係のない個人情報を一方的に

しゅうしゅう とく じゅうだい こうせいさいようせんこう はん こうい い
収集する特に重大な公正採用選考に反する行為と言えます。

さいようごうかくご きゅうじんきょう ほんにんたく ほうもん にゅうしゃ いしかくにん
なお、採用合格後に、求人企業などが本人宅に訪問して入社の意思確認を

まぎ こうい みもとちょうさ あ
することなどは、紛らわしい行為ですが「身元調査」には当たりません。



06 その他、特定の人々を排除するような採用選考は、「公正な採用選考」に反します

たと ざいにちかんこく ちょうせんじん かたがた にほんめい しよう じょうけん しょう しゃ たい しょくむすいこうじょう なに ししょう かん きゅうじんひょう
例えば、在日韓国・朝鮮人の方々に「日本名を使用すること」を条件としたり、障がい者に対し職務遂行上、何の支障がないにも関わらず、求人票

しよう しゅるい ていど じょうけん つ せいどういつせいしよう さいよう はいじょ けっか とくてい ひとびと はいじょ
に「障がいの種類・程度などの条件」を付けること、また「性同一性障がい」であることで、採用から排除することなどは、結果として特定の人々を排除

こうせい さいようせんこう はん
することにつながり「公正な採用選考」に反します。

07 就職活動後は「就職受験・応募前活動報告書」を必ず提出してください

しゅうしょくかつどう
就職活動をはじめられた皆さん、企業訪問や就職試験を受けられた後は、

しゅうしょくじゅけん
すぐに就職受験・応募前活動報告書を担当指導員に提出してください。

■ 就職受験・応募前活動報告書の取り扱いについて

じんけん まも
さいようせんこう おこな きぎょう
・あなたのかけがえのない人権を守るとともに、採用選考を行った企業などが、

しごと たい てきせい のうりょくいがい さいひ はんだん
あなたの仕事に対する適性や能力以外で採否の判断をすることがないように

りよう
利用するものです。

しゅうしょくさべつ
じあん こんご
・就職差別につながるおそれがある事案が、今後くりかえされることがないよう、

おおさかふ こうとうしょくぎょうぎじゅつせんもんこう おおさかしようがいしやしょくぎょうのうりょくかいはつこう
大阪府(高等職業技術専門校・大阪障害者職業能力開発校など)が

おおさかろうどうきょく
れんけい ちょくせつ きぎょう だんたい めんせつ
大阪労働局(ハローワーク)と連携して、直接、企業や団体に面接

ないよう じじつかくにん ばい かいぜん はたら おこな
内容などの事実確認を行い、場合によっては改善の働きかけを行います。

きぎょう だんたい かいぜん はたら ばい とくめい おこな
・企業や団体などに改善を働きかける場合は、匿名で行うなど、あなたに

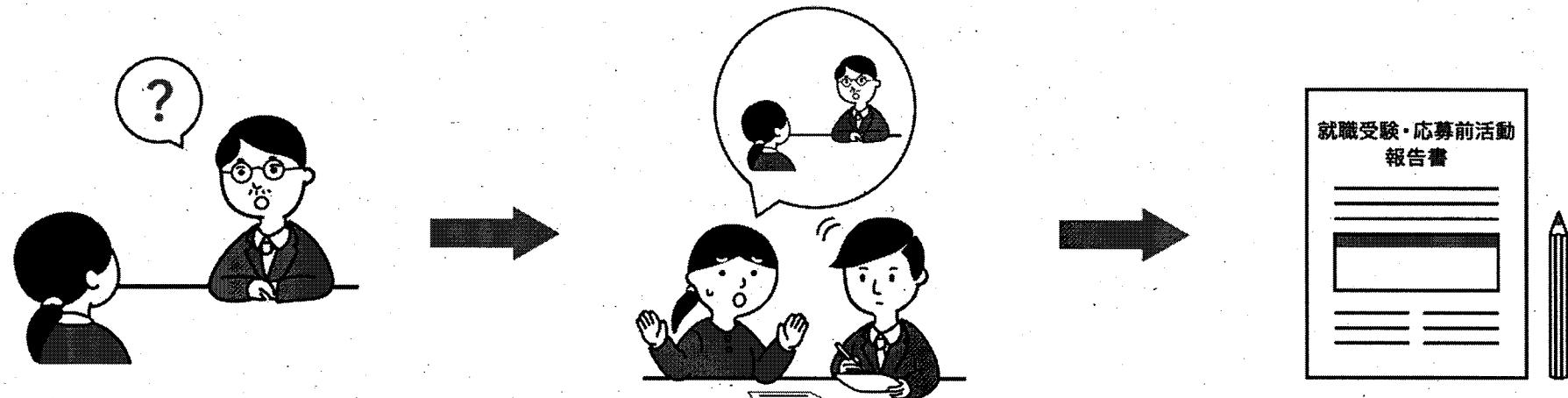
ふりえき よよ じゅうぶん はいりよ おこな
不利益が及ばないよう、十分に配慮して行います。

きにゅう こじんじょうほう じょうきもくときいがい りよう
・記入いただいた個人情報は上記目的以外には利用しません。

就職受験・応募前活動報告書			
平成29年10月1日改正 (年 月 日 記入)			
校名			
1. 告白者	①訓練課程 普通課程(2年・1年) 定期課程(1年・6ヶ月)	②訓練科目	ぶりがな 3D名前
2. 事業所名	会社名	所在地	
登記記載、検査等	登記記載	有・無 等記入欄の実施日(月 日) ア 一般知識 イ 国語 ウ 社会 エ 総合才 極科 オ 英語 エ 作文 ク 離門科目() ジ その他()	
	作文の課題	ア 鋼鉄削除(被削除名: イ 日本語)	
	適性検査	有・無 適性検査の実施日(月 日) ア 眼球筋機能検査 イ 知能検査 ウ 性格検査 エ クレーリン検査 オ その他()	
	健康診断	有・無 健康診断の実施日(月 日) ア 開封 イ X線検査 ウ 血液検査 エ 基因検査 オ 心電図 カ その他()	
	(健康診断の場合は)	ア 目的の説明(有・無) イ 民事管轄()	
A 就職前活動の内容又は質は、記載された内容等	面接	有・無 面接の実施日(月 日) ア 面接回数(一人で面接を受けた場合) イ 面接時間(枚数の割合で面接) B 業界見習い・企業説明会・職能実習又は体験・その他() 実習日(月 日) 又は(月 日)~(月 日) シ 説明()	
	見聞項目	有・無 内容 みほん 内 容 的に入れて下さい	
	1.本籍、おいたち	有・無	
	2.住居とその環境	有・無	
	3.家庭構成、家族の職業、家庭環境	有・無	
	4.家族の既往歴、資産	有・無	
	5.思想、信条、支持政党	有・無	
	6.宗教	有・無	
	7.各種資格等	有・無	
	8.男女雇用均等法関係 9.其他	志望領域、希望職種、資格・免許、面接内容、自己PR(該当で限り 有・無 その他())	
該当する項目がある場合、以下の欄を記入して下さい。			
5.提出書類 (統一応募書類以外)	①就業書(会社指定の様式) イ 訓練請求書 ウ 家庭調査 ア 就業書(会社指定の様式) イ 訓練請求書 ウ 家庭調査 エ 改善に付けるもの(除く) ジ 面接結果(最終の結果) オ その他()		
6.身元調査 この調査票を提出出した あとで、身元調査を要 けた場合には、速やか に相当の指導員に申 し出で下さい。	①調査員 ア 受験した会社の人 イ 関係者等の範囲 ウ その他()	②調査員 ア 目宅 イ 技術専門校等 ウ 近隣 エ その他()	
7.その他 上記以外で相合すべ き事項があれば記入し て下さい。	△ しゅうしょくじゅけん おうぼまえかつどうほうこうしょ 就職受験・応募前活動報告書		

08 公正な採用選考に反することが起こったら

1 面接の際に不適切な質問をされた場合



「校から、そのような質問には
答えないように指導を受けてい
ます」と答えてください。

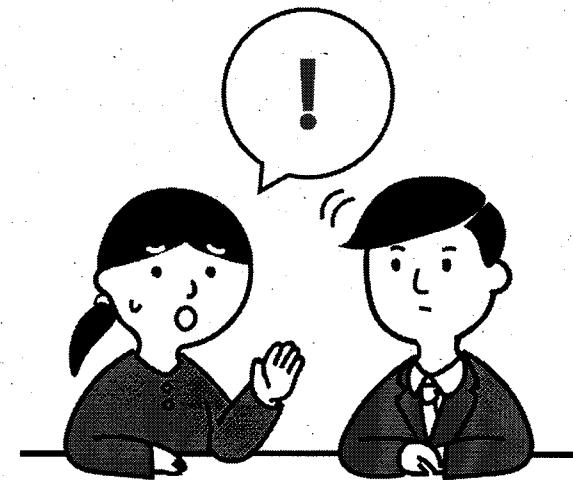
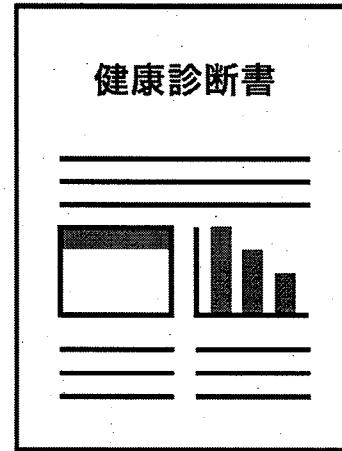
担当指導員に報告してください。

就職受験・応募前活動報告書に
具体的な「やりとり」を記入して
ください。
※話の流れで「思わず答えてしまつ
た」場合でも必ず記入してください。

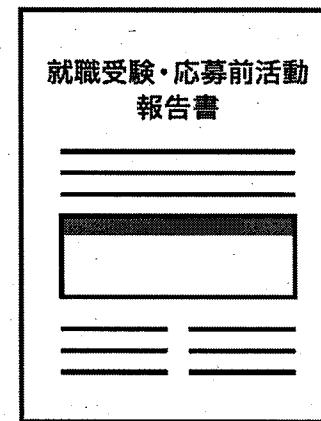
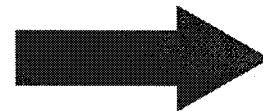
2 おうほだんかい けんこうしんだん けんこうしんだんしょ ていきゅつ
応募段階で健康診断（健康診断書の提出）の

じっし わ おうほまえ
実施が分かったら応募前に、

こう たんとうしどういん かなら そうだん
校の担当指導員に必ず相談してください。

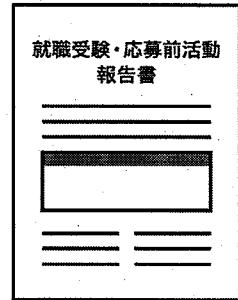


3 せんこうしけん いっかん けんこうしんだん おこな ばあい
選考試験の一環として、健康診断が行われた場合

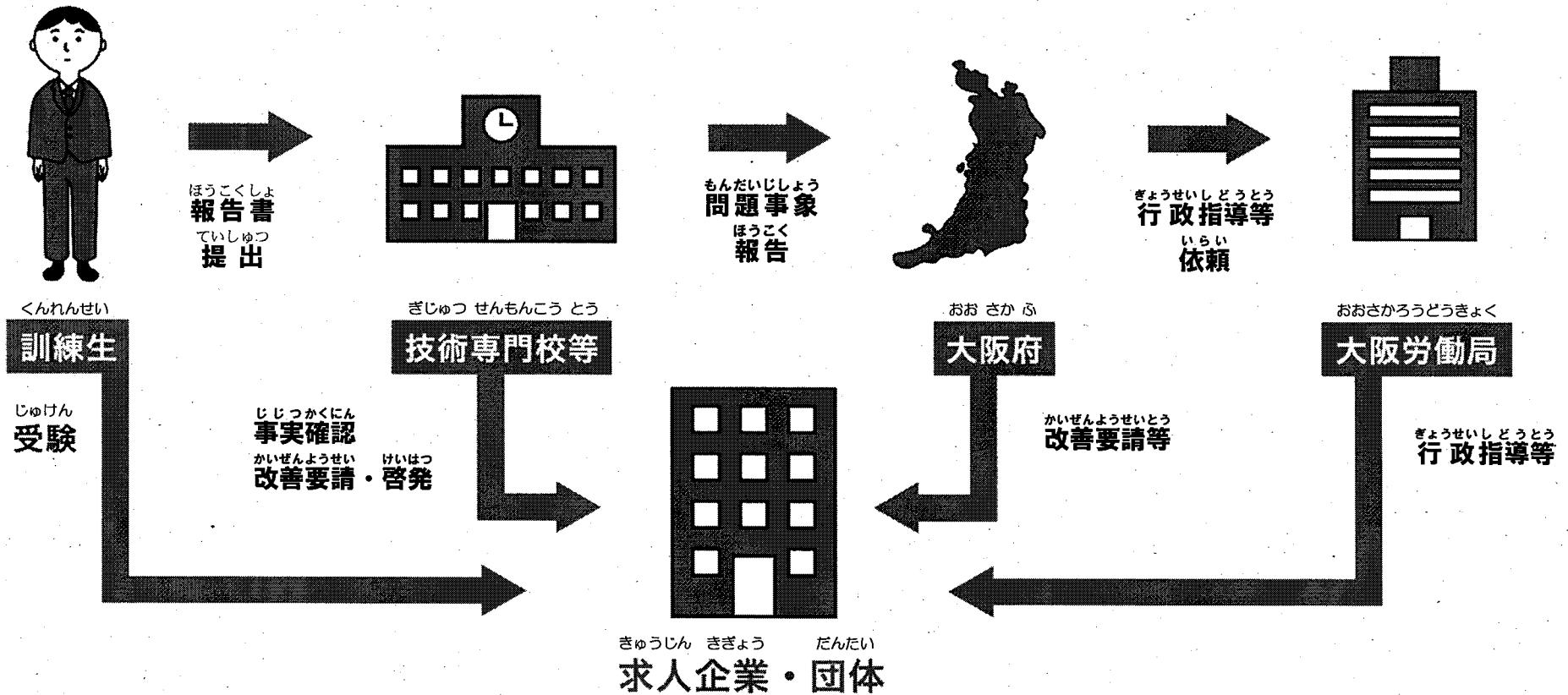


たんどうしどういん ほうこく
担当指導員に報告してください。

じゅうしょくじゅけん おうほまえかつどつほうごくしょ
就職受験・応募前活動報告書に
から
必ず記入してください。



報告された就職差別につながるおそれのある問題事象については、関係行政機関が連携して、
当該企業に対して事情聴取や必要な是正指導を行うこととしています。



09 就職差別につながるおそれがある事例

- 1 面接の初めに「お話のしかたが大阪弁ではないイントネーションです
が、生まれは関東のほうですか」と聞かれた。
(国籍・本籍・出生地に関すること)
- 2 休暇制度の話から「お盆やお正月などの、帰省先はどこになりますか」と聞かれた。(国籍・本籍・出生地に関すること)
- 3 話の流れから「ご両親はお元気ですか。あなたがこの仕事をすることを、
どのように言われていますか」「〇〇さんは、しっかりしていますが、きょう
だいがいますか」と聞かれた。(家族に関すること)
- 4 扶養手当の有無を確認するためとして、「結婚はしているのですか?お子さ
んはいますか?」と聞かれた。(家族に関すること)
- 5 面接試験前の待合室で、案内してくれた受付の人から「〇〇さんがす
ぐ住んでいるところは、僕も以前に住んでいたんだけど、家は大きな
郵便局の向かいかな」と話しかけてきた。
(生活環境・家庭環境などに関すること)
- 6 通勤手当の確認をするためとして「家の最寄り駅はどこですか」と聞かれ
た。(生活環境・家庭環境などに関すること)
- 7 履歴書の「趣味・特技」の欄に「読書」と記入したところ「どんなジャン
ルの本を読みますか」「好きな作家は誰ですか」と聞かれた。
(購読新聞・雑誌・愛読書などに関すること)
- 8 面接前の「応募アンケート」に「既往歴」「過去の大きな病気」「薬の
服用の有無」を書く欄があり、面接でも聞かれた。(合理的・客観的に
必要性が認められない採用選考時の健康診断の実施)
- 9 「彼氏(彼女)はいますか」「異性とつき合ったことはありますか」など恋愛
経験を聞かれた。(セクシュアルハラスメントにつながる質問)
- 10 「結婚する予定はありますか。そのような相手はいますか」と聞かれた。
(人生観・生活信条などに関すること)
- 11 転勤の可能性が高いので「自宅は持ち家ですか」「一人暮らしですか」と
聞かれた。(住宅状況に関すること)
- 12 筆記試験とあわせて作文があり、課題が「最近の気になったニュースに
ついて」というものだった。(思想・信条に関すること)

さんこうじりょう
参考資料

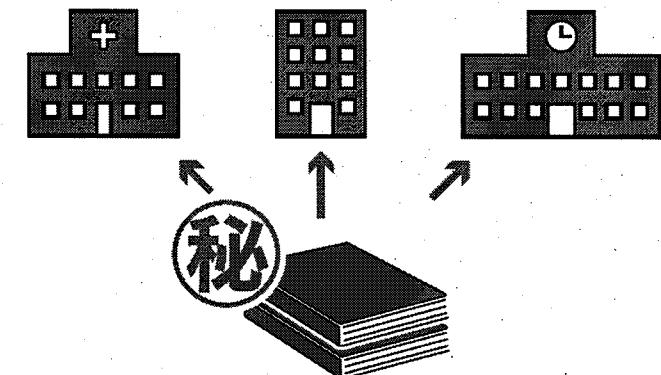
ぶらくちめいそうかん じけん
「部落地名総鑑」事件

じけん がいよう
事件の概要

1975(昭和50)年11月、全国の同和地区の地名、所在地、世帯数、職業などが記載された差別図書の存在が、匿名の投書によって発覚しました。

同種の9種類の図書が判明しており、1冊5千円から5万円という高価な値段で売りさばかれていました。企業を中心に、病院や学校等220を超える団体が購入していたことがわかり、国会でも取り上げられるなど全国的に大きな社会問題となりました。

この事件に対し、総理府総務庁長官や労働大臣が遺憾と決意の談話を発表し、また、12省庁事務次官連名の要請文を経団連等経済6団体に送付して、企業の部落問題解決のための社会的責任の遂行を求めました。



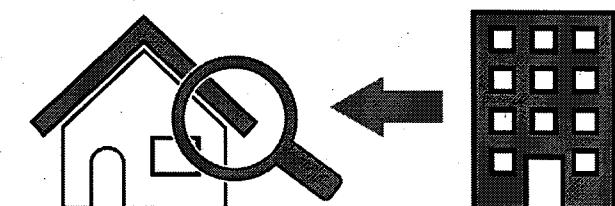
「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」違反事件

じけん がいよう
事件の概要

1998(平成10)年7月に、府内の調査業者2社が、企業から依頼された応募者の調査に際して、条例に違反した部落差別調査を行っていたことが発覚しました。

また、当該調査会社は、「思想」「宗教」「家族の状況」など公正な採用の観点から問題となるおそれのある事項について収集・報告したり、この調査会社との取引関係のあった企業の中にもこうした事項を依頼していたり、依頼していくなくとも問題意識なく報告を受け取っていた企業もあったことが判明しました。

さらに、調査業者に応募者の情報を提供する際、履歴書の写しをFAX等で提供している企業が多数あるなど、大阪府個人情報保護条例の趣旨が十分尊重されていなかったことも判明しています。



「部落差別の解消の推進に関する法律」の制定

これまで部落差別を解消し人権施策を確立していくことを要求する取り組みが進められてきたことを受けて、「部落差別の解消の推進に関する法律」が国会で審議され、

2016（平成28）年12月に施行されました。

この法律は、現在も部落差別が存在し、情報化の進展に伴って部落差別の状況の変化もあることから、部落差別を解消して部落差別のない社会を実現することを目的と

し、その基本理念として、すべての国民が等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるとの理念に基づき、部落差別を解消するための国民の理解を深めることに

より部落差別のない社会の実現をめざしています。

このために国が部落差別の解消に関する施策を行う責務を有し、地方公共団体は地域の実情に応じた施策を行うよう努めることになっています。具体的な施策として

は、相談体制の充実と、教育及び啓発の推進、部落差別の実態に係る調査を行うことを定めています。

この法律が制定された趣旨をふまえて、部落差別をなくしていくための施策を推進するとともに、企業や団体などでの部落差別解消の取り組みを強めていくこと、さらに

は、国民一人ひとりが部落差別解消のための意識づくりを進めていくことが求められています。

きゅうしょくしゃ こじんじょうほう とりあつか 求職者の個人情報の取扱い

しょくぎょうあんていほうだい じょう ほう もと ししん 職業安定法第5条の4と法に基づく指針

しょくぎょうあんていほう きゅうじんききょう しょくぎょうしょうかいじきょうしゃ ろうどうしゃ ぼしゅうぎょうむ もくてき たっせい ひつよう はんいない ぼしゅう おう ろうどうしゃ もの こじんじょうほう しゅうしうつ
職業安定法では、求人企業や職業紹介事業者が、労働者の募集業務の目的の達成に必要な範囲内で、募集に応じて労働者になろうとする者などの個人情報を収集、
保管、使用しなければならないと定めています。

あわせ ほう もと ししん げんそく しゅうしうつ こじんじょうほう さだ
また、併せて、法に基づく指針により、原則として収集してはならない個人情報をなどを定めています。

ししん へいせい ねんろうどうしょうこくじだい ごう 指針【平成11年労働省告示第141号】より

つぎ こじんじょうほう しゅうしうつ げんそくみと
次の個人情報の収集は原則認められません。

■ 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項

- かぞく しょくぎょう しゅうにゅう ほんにん しきなど じょうほう
・家族の職業、収入、本人の資産等の情報
- ようし などさべつてきひょうか じょうほうとう
・容姿、スリーサイズ等差別的評価につながる情報等

■ 思想及び信条

- じんせいかん せいかつしんじょう し じせいとう こうどくしんぶん ざっし あいどくしょとう
・人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書等

■ 労働組合への加入状況

- ろうどうくみあい かにゅうじょきょう
・労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する情報等

いはん ! 違反したときは

いはんこうい ばあい しょくぎょうあんていほう もと かいぜんめいれい はっしゅつ ばあい
■ 違反行為をした場合は、職業安定法に基づく改善命令を発出する場合があります。

かいぜんめいれい いはん ばあい ばっそく げつい か ちょうえきまた まんえん い か ばつきん か ばあい
■ 改善命令に違反した場合は、罰則(6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金)が科せられる場合もあります。

障がい者に対する差別禁止・合理的配慮の提供義務について

平成28年4月1日から改正障害者雇用促進法が施行され、“障がい者に対する差別禁止・合理的配慮の提供義務”が導入されました。

障がい者に対する差別禁止

募集・採用、賃金、配置、昇進、降格、教育訓練などの各項目において、障がい者であることを理由に障がい者を排除したり障がい者に対してのみ不利な条件とするなどの差別的取扱いを禁止するものです。

合理的配慮の提供義務

事業主に対して、障がい者が職場で働くに当たり、能力の発揮の支障となっている事情を改善するための措置を講ずることを義務付けるものです。

合理的配慮は、障がい者一人ひとりの状態や職場の状況などに応じて求められるものが異なり、多様で個別性が高いものです。したがって、具体的にどのような措置をとるかについては、障がい者と事業主とでよく話し合った上で決めていただく必要があります。

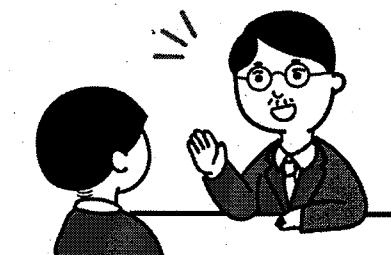
相談体制の整備

事業主は、相談窓口の設置など、障がい者からの相談に適切に対応するために必要な体制を整備しなければなりません。また、事業主は、障がい者に対する差別や合理的配慮の提供に係る事項について、

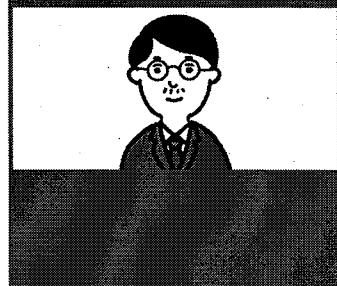
障がい者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。

なお、対象となる障がい者は「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他心身の機能に障がいがあるため、長期にわたり職業生活に相当の制限を受け、または職業生活を営むことが著しく困難な者」とされており、障がい者手帳を持っている方に限定されません。

NG



相談窓口



大阪府立北大阪高等職業技術専門校

〒573-0128 枚方市津田山手2-11-40
TEL:072-808-2151 FAX:072-808-2152

大阪府立夕陽丘高等職業技術専門校

〒543-0002 大阪市天王寺区上汐4-4-1
TEL:06-6776-9900 FAX:06-6776-9905

大阪府立東大阪高等職業技術専門校

〒578-0984 東大阪市菱江6-9-10
TEL:072-964-8836 FAX:072-964-8904

大阪障害者職業能力開発校

〒590-0137 堺市南区城山台5-1-3
TEL:072-296-8311 FAX:072-296-8313

大阪府立南大阪高等職業技術専門校

〒594-1144 和泉市テクノステージ 2-3-5
TEL:0725-53-3005 FAX:0725-53-3015

大阪府商工労働部雇用推進室人材育成課

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)24階
TEL:06-6210-9533 FAX:06-6210-9528
<http://www.pref.osaka.lg.jp/nokai/kouseisaiyou/>

